閲覧制度改正のポイントについて

個人情報保護に対する意識の高まり等に的確に対応するため、<u>現行の「何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制度は廃止</u>し、 法の目的に即して、<u>閲覧できる主体と目的を限定</u>するとともに、<u>閲覧の手続等についても整備</u>するなど、個人情報保護に十分留 意した制度として再構築する。

	改正前	改正後	
	以 11. fil	※本人又は本人と同一の世帯に属する者は、原則住民票の写しの交付で対応。	
		※弁護士等の職務上請求については、特別の規定はおいていない。	
請求者・申出者	何人でも可	国又は地方公共団体の機関	個人又は法人(法人でない団体で代表
			者又は管理人の定めのあるものを含む。)
請求・申出がで	不当な目的によることが明らか	法令で定める事務の遂行	・統計調査、世論調査、学術研究その他
きる場合	なとき又は住民基本台帳の閲覧に		の調査研究のうち公益性が高いと認め
	より知り得た事項を不当な目的に		られるもの
	使用されるおそれがあることその		・公共的団体が行う地域住民の福祉の向
	他の当該請求を拒むに足りる相当		上に寄与する活動のうち公益性が高い
	な理由があると認められるときは、		と認められるもの等
	請求を拒むことができる。		
請求・申出時に	・当該請求をする者の氏名及び住	・当該請求をする国又は地方公共団	・申出者の氏名及び住所(個人)
明らかにすべき	所	体の機関の名称	・申出者の名称、代表者又は管理人の氏
事項			名及び主たる事務所の所在地(法人)
	・請求事由	・請求事由	・閲覧事項の利用目的
	(請求事由を明らかにすることを	(明らかにすることが事務の性質上	
	要しない場合	困難であるものにあっては、法令	
	①本人又は本人と同一の世帯に	で定める事務の遂行のために必要	
	属する者	である旨及びその根拠となる法令	
	②国又は地方公共団体の職員	の名称、請求事由を明らかにする	
	③弁護士等	ことが困難である理由)	
	④市町村長が相当と認める場合)		
	・請求に係る住民の範囲	・請求に係る住民の範囲	・請求に係る住民の範囲
		・閲覧者の職名及び氏名等	・閲覧者の氏名及び住所
			・個人閲覧事項取扱者の氏名及び住所
			・当該法人の役職員又は構成員のうち閲
)*/ファル 用野士工工			関事項を取り扱う者の範囲 等 は大人は日本の機関が終われる。(用して)

※その他、閲覧事項を取り扱う者(国又は地方公共団体の機関による請求にあっては、当該職員で国又は地方公共団体の機関が指定するもの、個人又は 法人による申出にあっては、申出者が指定する者や、個人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者など)が規定されたほか、個人又は法人による申出 について、目的外利用の禁止や第三者提供の禁止、適正管理義務、報告義務が規定された。